

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地							
大原法律公務員専門学校		平成7年3月27日		古賀 正夫		〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目3番22号 (電話) 052-586-2570							
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地							
学校法人名古屋大原学園		昭和57年9月28日		理事長 村松 紳年		〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目20番8号 (電話) 052-586-2570							
分野		課程名		学科名		専門士 高度専門士							
文化・教養		文化教養専門課程		行政法律科		平成22年文部科学省告示 第153号							
<p>学科の目的 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、企業において必要とされる法律事務に関する専門能力を身につけた人材の育成を行なうことを目的とする。</p>													
認定年月日 平成27年2月17日													
修業年限		昼夜		講義		演習							
2年		昼間		2160時間		1848時間							
						594時間							
						150時間							
						0時間							
						0時間							
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数							
240人		197人		0人		10人							
						兼任教員数							
						9人							
						総教員数							
						19人							
学期制度		■1学期:4月1日～8月31日 ■2学期:9月1日～12月31日 ■3学期:1月1日～3月31日		成績評価		■成績表:有 ■成績評価の基準・方法 試験と課題の提出を斟酌							
長期休み		■学年始め:4月1日 ■夏季:7月から8月の内5週間 ■冬季:12月から1月の内6週間 ■学年末:3月の内3週間		卒業・進級条件		所定の課程を修了し、試験等に合格した者について、平素の成績及び品行を斟酌して決定する							
学習支援等		■クラス担任制:有 ■個別相談・指導等の対応 専門学校教職員と企業担当者が連携して、学生が社会で即戦力となるよう技術の習得をさせている。		課外活動		■課外活動の種類 野球、バレー、吹奏楽等 ■サークル活動:有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成28年度卒業者に係る平成29年5月1日時点の情報)							
就職等の状況※2		■主な就職先、業界等 国家公務員、地方公務員 ■就職指導内容 個別のカウンセリングから、就職活動のサポート、内定後の入社前就職教育まで、担任とキャリアサポートの職員が連携して指導する。 ■卒業生数 : 107 人 ■就職希望者数 : 95 人 ■就職者数 : 94 人 ■就職率※1 : 98.9 % ■卒業者に占める就職者の割合※2 : 87.9 % ■その他 (平成28年度卒業者に関する平成29年4月1日時点の情報)		主な学習成果(資格・検定等)※3 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字検定</td> <td>③</td> <td>84</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等		資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	漢字検定	③	84	81
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数										
漢字検定	③	84	81										
中途退学の現状		■中途退学者 5名 平成28年4月1日時点において 在学者 211名 平成29年3月31日時点において 在学者 206名 ■中途退学の主な理由 公務員中途採用試験に合格し就職するため、また進路変更のため。 ■中退防止のための取組 担当教職員等による定期的な個別面談を実施している。		■中退率 2.4 % (平成28年4月1日入学者を含む) (平成29年3月31日卒業者を含む)									
経済的支援制度		■学校独自の奨学金・授業料等減免制度:有 資格または経歴によって認定する特別奨学生制度、兄弟姉妹等特別奨学生制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象											
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: 無											
当該学科のホームページURL		URL: http://www.ohara.ac.jp/nagoya/olc/index.html											

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
本校学生の主な就職先である地方公共団体や国の行政機関と関係のある法律関連分野等の企業・機関と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を習得した即戦力となる人材を育成する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
教育課程の編成に際しては学内に「教育課程編成委員会」を設置し、企業等から選任した委員(外部委員)と本校専任職員(内部委員)によって業界最新情報を反映する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成29年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
中田 ちづこ	名古屋市議会	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2)	①
小池 豊	小池豊司法書士事務所 所長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2)	②
古賀 正夫	大原法律公務員専門学校 校長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2)	
豊田 守希	名古屋大原学園 就職サポート 部長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(開催日時)

平成29年度第1回:平成29年6月30日

平成29年度第2回:平成29年12月

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

教育課程編成委員会において実践的視点で検討された提言を受け、校長は教育の質の確保ならびにさらなる教育の質向上に向けてこの提言を活用する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

↓実習・演習等は、施設設備を利用する。

②企業等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。

③企業等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを企業等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

①法律概論の授業実施に関して、企業等と協定書または覚書等を締結し、校内通常授業への講師派遣、校内実習授業への講師派遣、企業等の施設を利用した実習授業実施等において連携している。

②当然ながら当校専任教員も該当分野のプロフェッショナルであるが、企業等の第一線で活躍する専門家が直接学生を指導することで圧倒的な臨場感が生まれるので、学生の習熟度向上に役立たせる。

(3)具体的な連携の例

科目名	科目概要	連携企業等
法律概論	具体的な事例を通して、法律や判例がどう対応しているかを学ぶ。権利と義務の関係、法に関する基本的な見方や考え方を身につける	株式会社ウサミハウス

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

求められる専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身に付けなければならない。そのために教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を招いた実践的な知識・指導スキル研修の環境を整えている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

企業等から講師を招いて実務に関する講義を頂き、業界情報について教員研修を実施している。

② 指導力の修得・向上のための研修等

企業等から講師を招いて講義をしていただく場合、当日授業内容の事前確認、授業進行方法の確認、授業後反省会を通して教員の指導スキル向上に役立っている。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

本年度実施した教員研修と同様に実施予定である。

② 指導力の修得・向上のための研修等

本年度実施した教員研修と同様に実施予定である。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	① 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか
(2) 学校運営	① 目的等に沿った運営方針が策定されているか
(3) 教育活動	① 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか
(4) 学修成果	① 就職率の向上が図られているか
(5) 学生支援	① 進路・就職に関する支援体制は整備されているか
(6) 教育環境	① 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	① 学生募集活動は、適正に行われているか
(8) 財務	① 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか
(9) 法令等の遵守	① 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
(10) 社会貢献・地域貢献	① 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
(11) 国際交流	① 留学生の受入れ・派遣について戦略を持って行っているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

企業等から参画した委員の意見につき、以下の項目について本年度の行政法律科の教育活動その他の学校運営の改善に活用を図った。①「入学者全員にiPadを配付し、授業活用に取り組んでいる姿勢は評価できる。ワード、エクセル、パワーポイントができることは当然であるが、最近の職業現場ではイベント説明や見積もり作成などで情報端末を活用する場面が増えており、これに対応する社員教育をどうするかが大きな課題になっている。学校教育では単に操作方法をマスターするだけでなく、情報端末を活用した新たな営業手法やプレゼンテーション企画などを提案できるビジネス能力を養成するよう発展させてほしい。」という意見を受け、タブレット型端末をつかったプレゼンを多く取り入れた授業内容にした。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成29年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
磯井 隆之	やまねこ総合保険事務所 代表	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	企業等役員
宇佐見 栄二	株式会社ウサミハウス 代表取締役社長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	卒業生
片桐 慎治	岩倉市役所 税務課(卒業生)	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生、校長等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ 公開日:平成29年7月31日)

URL: http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/assessment_n_olc.pdf

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

また企業等との連携による教育活動改善を活発にし、専修学校に対する社会的信頼を高めること。さらに情報公開を通して学校教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	教育目標、特色、校長名、所在地および連絡先、沿革、学生数
(2) 各学科等の教育	教育目標、取得目標資格、合格実績、就職状況、進級の要件、卒業の要件
(3) 教職員	教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育、就職支援等
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動(クラブ活動)
(6) 学生の生活支援	生活支援、資格取得
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金、就学支援(奨学生制度など)
(8) 学校の財務	学園財務状況公開
(9) 学校評価	学校関係者評価公開
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ

URL: <http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/zaimu.pdf>

授業科目等の概要

(文化教養専門課程行政法律科) 平成29年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			法律概論	具体的な事例を通して、法律や判例がどう対応しているかを学ぶ。権利と義務の関係、法に関する基本的な見方や考え方を身につける	2通	72		○	△		○			○	○
○			憲法	憲法基礎の学習を踏まえ、重要判例の解釈、争点等、具体的な思考力を鍛えることを狙いとする	2通	72		○	△		○			○	
○			民法	民法基礎の学習を踏まえ、重要判例の解釈、争点等、具体的な思考力を鍛えることを狙いとする	2通	144		○	△		○			○	
	○		行政作用法	市町村が実施する行政活動の基礎理解を目的とする。「高齢者福祉」「街づくり」をテーマにして行政活動の企画力を養う。	2通	72		○	△		○			○	
	○		行政救済法	損失補償や国家賠償の基礎理解を目的とする。公共事業に伴う土地収用の補償や警察官の違法行為に対する賠償について理解を深める。	2通	72		○	△		○			○	
	○		行政組織法	内閣法や国家行政組織法の基礎理解を目的とする。国の行政組織及び作用を条文により学習する	2通	72		○	△		○			○	
	○		地方自治法	地方自治法の基礎理解を目的とする。都道府県や市町村の組織及び作用を条文により学習する。	2通	72		○	△		○			○	
	○		刑法	刑法の基礎理解を目的とする。罪刑法定主義や、犯罪と刑罰の種類について条文、判例により学習する。	2通	72		○	△		○			○	
	○		労働法	労働法の基本理解を目的とする。労働の権利や労働基本権を条文、判例により学習する。	2通	72		○	△		○			○	
	○		税法一般	国民生活と税との関係、税が果たす役割を様々なケースに応じて学習する。	2通	72		○	△		○			○	
○			人文科学	日本史、世界史、地理、思想等について幅広い教養を培い、社会問題を分析する視点を整える	1 2通	216		○	△		○			○	

○		社会科学	政治、経済、社会分野の基本知識を学習し、変化する社会問題を考える基礎的な視点を培う	1 2 通	216		○	△	○	○								
○		自然科学	生物、化学、地学等の基本的知識を学習し、自然や人間を理解する視野を広げること狙いとする	1 2 通	216		○	△	○	○								
	○	簿記	経済活動の記録、計算、整理を通して、経理業務の基本を学習する	2 通	72		○	△	○	○								
	○	商法	商法総則と商法に関連する商行為について基礎的な知識を学習する	1 2 通	144		○	△	○	○								
	○	実務文書	社会人に求められる文章力・表現力をトレーニングする。	2 通	72		○		△	○	○							
○		ビジネス実習	社会人に求められるビジネスマナーを身に付けることを目的とする。就職活動で必要とされる立ち居振る舞いを中心にトレーニングを行う。	1 2 通	144		△		○	○	○							
○		一般常識・倫理	ビジネス実務の基本とコンプライアンスの基礎を学習する	1 2 通	72		○	△	○	○								
	○	基礎体育	体力の持続方法・筋力バランス体幹の知識を学び実践する	1 2 通	144		○	△	○	△	○							
○		数的処理	判断力、推理力を高めるための合理的思考力・計算力をたかめ正確なデータ整理と分析枠組みを習得する	1 2 通	216		○	△	○	○								
○		文章理解	短時間に正確に内容を把握するための力を養うとともに、抽象的な用語や熟語の理解を深める	1 2 通	144		○	△	○	○								
合計					21科目		2,376単位時間											

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
所定の課程を修了し、試験等に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して決定する		1学年の学期区分	3
		1学期の授業期間	17週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。